

## 農地法関係申請に係る提出書類

### \* 第3条許可申請 \*

書類	部数	備考
許可申請書	1	申請書上部に捨印
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)※	1	現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付
案内図(位置図)	1	申請地の位置及び付近の状況を表示する地図 (ゼンリン地図等)
公図(写し)※	1	申請地を表示する図面(法務局で発行) ・隣接土地の地目を記載し、道路は赤色、水路は青色に着色すること
法人の登記事項証明書※	1	申請者が法人の場合のみ
定款※	1	申請者が法人の場合のみ
現況写真	1	全景のわかるもの
委任状	1	申請者が複数の場合は各々

※原則コピー不可

### \* 第4条・第5条許可申請 \*

書類	部数	備考
許可申請書	1	申請書上部に捨印
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)※	1	現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付
案内図(位置図)	1	申請地の位置及び付近の状況を表示する地図 (ゼンリン地図等)
公図(写し)※	1	申請地を表示する図面(法務局で発行) ・隣接土地の地目を記載し、道路は赤色、水路は青色に着色すること
平面図(計画図)	1	申請地に建設しようとする建物又は施設の長さ、位置、高さ及び施設間の距離と排水の経路を表示すること ・被害防除施設も図示
断面図(計画図)	1	申請地周辺(土地の境界付近を図示) ・被害防除施設も図示
地積測量図	1	概ね申請の一年前までに分筆を行った場合のみ
同意書	1	①申請地の所有者が複数名による共有であり、その共有者のうち一部の者が、4条申請を行う場合、その他の共有者の同意書 ②申請地に抵当権・仮登記等が設定されている場合は「設定者の同意書」 ③申請地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合は「耕作者の同意書」(賃借権の解約を行った場合は不要)
確約書(誓約書)	1	一時転用の場合、「事業完了後、農地に復元すること」を土地所有者と事業計画者との連名で作成

法人の登記事項証明書※	1	事業計画者が法人の場合のみ ・法人格を持たない団体等の場合は、規約等を添付
定款※	1	事業計画者が法人の場合のみ
資金証明書	1	・自己資金の場合 金融機関の残高証明等 ・借入金の場合 金融機関の融資証明等 ・移転補償費の場合 移転補償に関する契約書の写し ・事業計画者が地方公共団体等の場合は予算の議決書等
農地転用事業計画書	1	①事業計画者が法人の場合、個人で転用目的が業務に係る施設等の場合 ②土地造成のみを目的とする場合 (資材置場、駐車場、宅地造成等)
土地改良区意見書	1	申請地が土地改良区の地区内にある場合・該当の土地改良区へ申請が必要
他法令の許認可書等	1	・都市計画法第29条の開発許可 ・砂利採取法第16条の採取計画の認可 ・墓地、埋葬に関する法律第10条の許可 等 申請中の許認可等については、担当機関の受理印が押印してある申請書等の写しを添付
現況写真	1	全景、排水先、接道状況のわかるもの
委任状	1	申請者が複数の場合は各々

※原則コピー不可

☆転用事業完了時には、「農地転用完了報告書」にあわせて、工事完了写真もご提出下さい。  
☆上記は一般的な事例の場合であり、申請の内容により上記以外の書類の提出を求める場合があります。

**\* 非農地証明願 \***

書類	部数	備考
非農地証明願	1	
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)※	1	現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付
案内図(位置図)	1	証明土地の位置及び付近の状況を表示する地図 (ゼンリン地図等)
公図(写し)※	1	証明土地を表示する図面(法務局で発行)
現況写真	1	全景のわかるもの

※原則コピー不可

☆上記は一般的な事例の場合であり、申請の内容により上記以外の書類の提出を求める場合があります。